

## 1. 対象最終処分場事業の名称及び事業者の氏名

### 1.1. 事業の名称及び所在地

事業名：（仮称）佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場整備事業

所在地：高知県高岡郡佐川町加茂

### 1.2. 事業者の氏名及び所在地

事業者の氏名：公益財団法人 エコサイクル高知 代表理事 井上浩之

所在地：高知県高岡郡日高村本村字焼坂 659 番 1



## 2. 対象最終処分場事業の目的及び内容

### 2.1. 事業の経過・目的

#### 2.1.1. 経過

平成 23 年 10 月、県及び市町村等の出捐により設立した財団法人エコサイクル高知（現在は公益財団法人に移行）が建設した県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場エコサイクルセンターが、高岡郡日高村本村に開業した。

エコサイクルセンターは、埋立期間を約 20 年として計画されたが、廃棄物の埋立てが計画を大幅に上回るペースで進行しており、このペースで埋立てが進むと計画よりも早く埋立てが終了する状況となった。

このため、高知県では、平成 29 年 3 月に「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、この中で、新たな施設を公共関与の手法により整備する必要があること、また、候補地選定にあたっては、コンサルタントの活用及び有識者による選定委員会の設置により候補地を絞り込み、最終的には地元合意を得たうえで新たな施設の整備を進めることとした。

この基本構想に基づき、平成 29 年度に新たな施設の整備に適した最終候補地 3 箇所を選定し、その後、平成 30 年度に実施した 3 箇所の現地調査結果等を踏まえ、平成 30 年 12 月に、県として、佐川町加茂を施設整備に最も適した箇所として絞り込みを行った。その後、佐川町の皆様に、施設の受け入れについてご理解を得られるよう住民説明会等の様々な取り組みを進め、令和元年 5 月に県として佐川町加茂を建設予定地とすることを決定し、佐川町及び佐川町議会に受け入れを申し入れた。その後、同年 6 月に佐川町及び佐川町議会から施設の受け入れを決定していただいた。

同年 7 月に県と佐川町で「確認書」を締結して以降、測量や設計、環境影響評価などの「施設整備に向けた調査」や長竹川の増水対策などの「周辺安全対策」の取り組みを進めているところである。

#### 2.1.2. 目的

本事業は上記の経過を踏まえ、エコサイクルセンターの埋立終了時期までに、佐川町加茂地区において、新たな管理型産業廃棄物最終処分場を整備し、県内の産業振興や経済活動を下支えすることを目的として実施する。

## 2.2. 事業の内容

### 2.2.1. 事業の種類

管理型産業廃棄物最終処分場の新設事業

### 2.2.2. 事業実施位置

事業実施位置は、図 2.2.1、図 2.2.2 に示すとおり、高知県高岡郡佐川町加茂である。

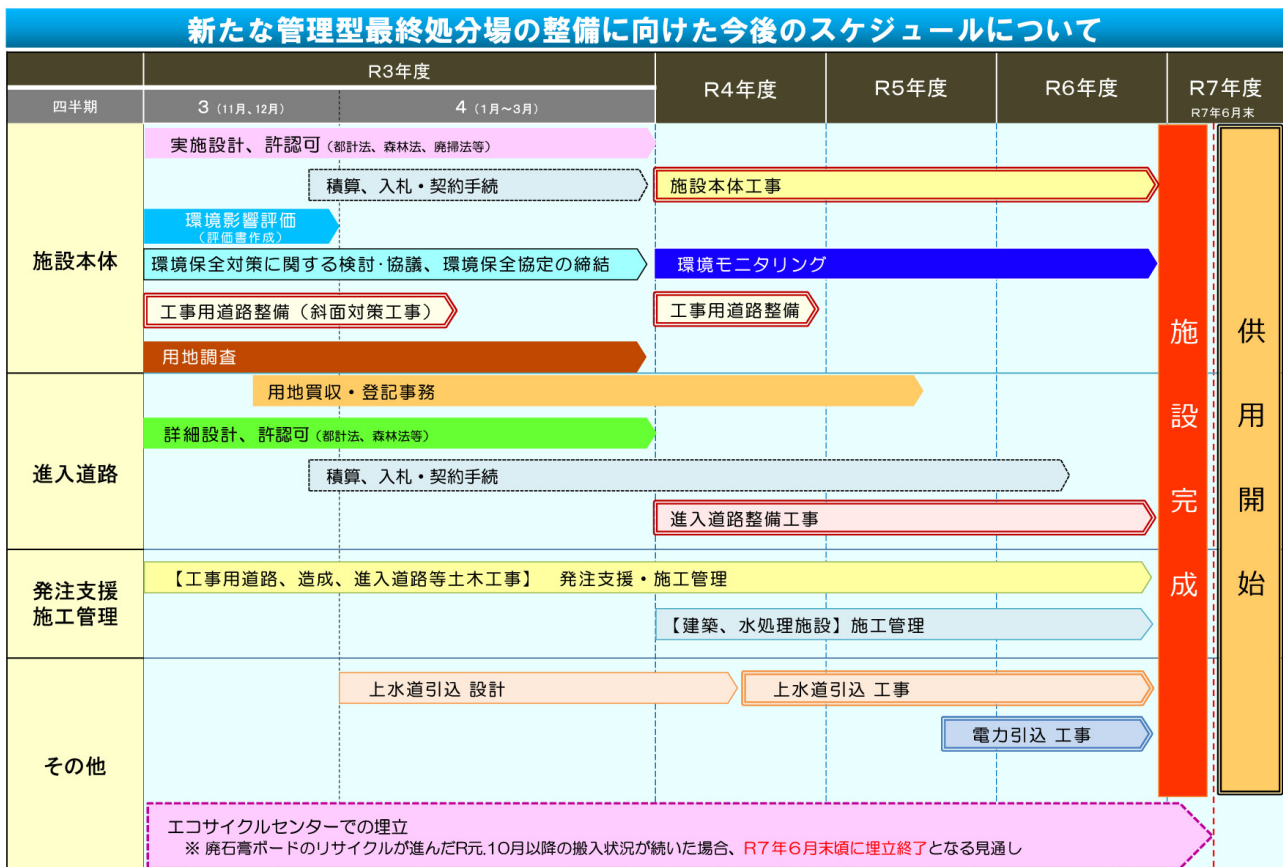
### 2.2.3. 事業の規模

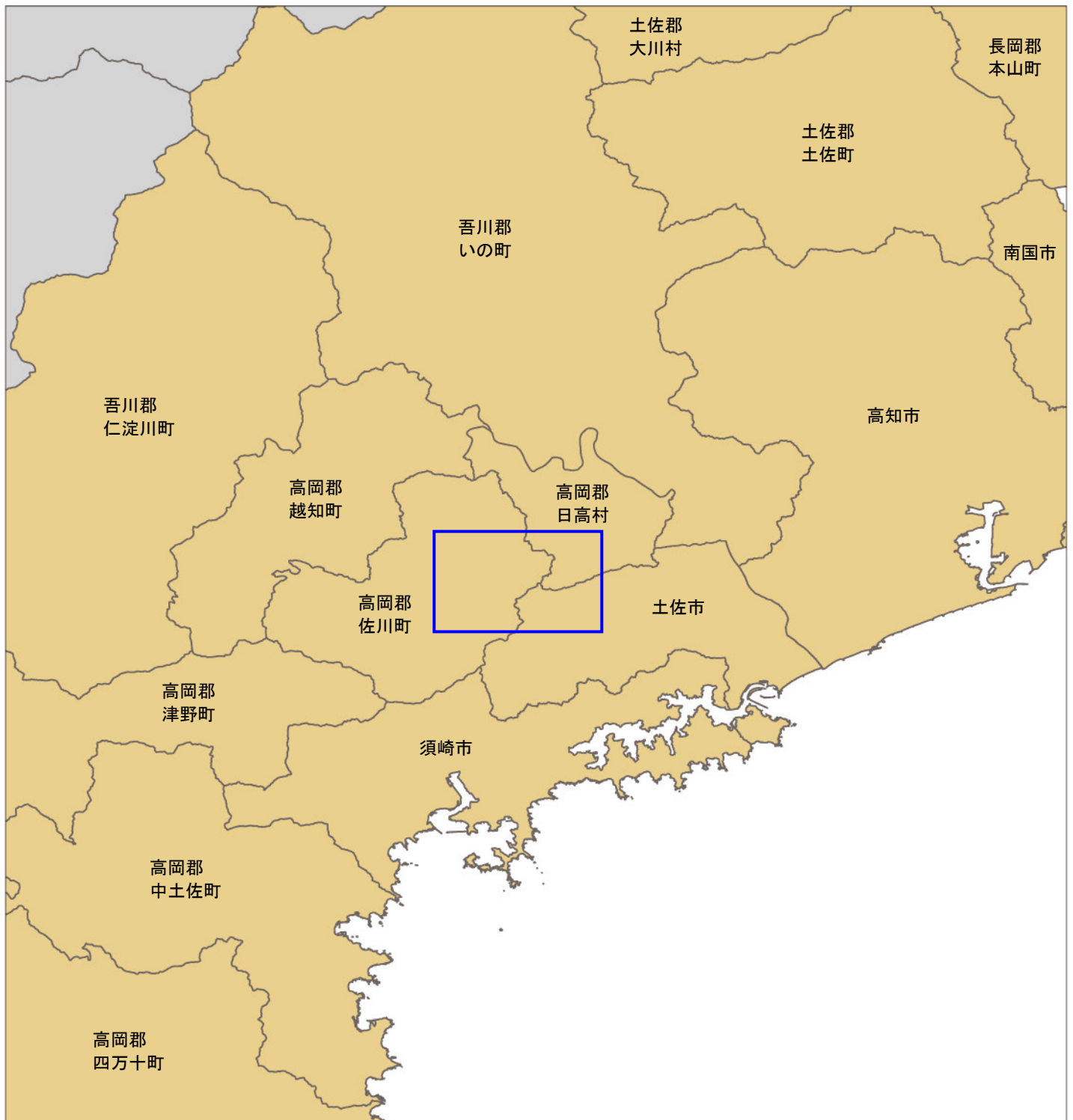
表 2.2.1 事業の規模

項目	事業の規模
埋立対象物	産業廃棄物
廃棄物埋立容量	172,000m <sup>3</sup>
事業実施区域面積	設計・計画中
埋立面積	設計・計画中
埋立方式	クローズド型処分場
埋立年数	20年

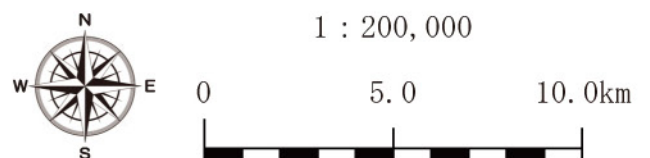
### 2.2.4. 事業計画

表 2.2.2 事業計画



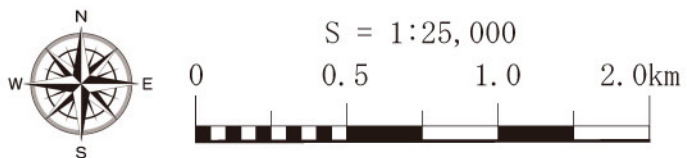


図名	図 2.2.1 対象地域位置図
----	-----------------





図名 図 2.2.2 対象事業実施位置図



## 2.2.5. 事業活動の概要

### (1) 計画している事業活動の内容

#### A) 埋立廃棄物

埋立対象の廃棄物は表に示すとおりである。

表 2.2.3 埋立対象廃棄物

区分	埋立対象廃棄物
産業廃棄物	燃え殻、ばいじん、鉦さい、汚泥、廃石綿等、建設混廃、廃石膏ボード

#### B) 埋立計画

埋立期間は、基本構想に基づき 20 年間で計画している。

また、搬入量は年間 8,600m<sup>3</sup> を予定しており、中間覆土、最終覆土を除く廃棄物埋立容量は 172,000m<sup>3</sup>となる。

## (2) 施設計画

### A) 配置計画

本事業に係る地上部の施設は、埋立地、浸出水処理施設、管理施設、展開検査場、防災調整池、被覆施設があり、図に示す配置計画となっている。

また、本施設へのアクセスは、国道 33 号から施設北側の山裾、施設東側の谷部を通過する進入道路を経る予定としている。

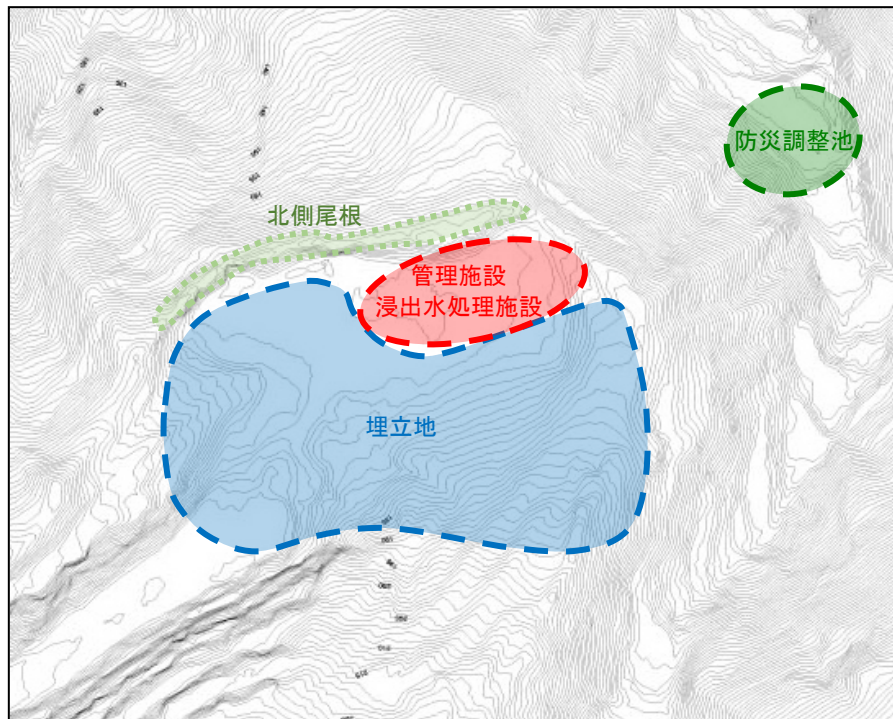
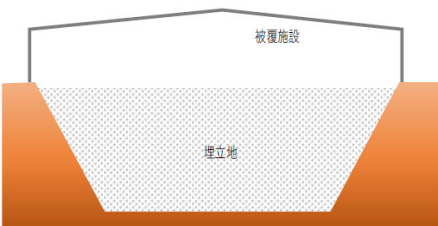


図 2.2.3 配置計画

### B) 貯留構造物

貯留構造物の概要を表に示す。

表 2.2.4 貯留構造物の概要

項目	内容
形式	土羽構造 



### C) 遮水工

埋立廃棄物に触れた水が地下に浸透することを防止するため、埋立理内の底部面及び法面部に遮水工を設ける。

本事業では、表面遮水工を採用する。遮水構造としては、二重遮水シート（ $t=1.5\text{mm}$ を2枚とし、この間に保護マット（底部）または不織布（法面）を挟む）を敷設し、これらの下部にベントナイト砕石（ $t=10\text{cm}$ ）による土質系遮水材を敷設する。

### D) 浸出水処理施設

#### a) 施設概要

本施設は、廃棄物に触れた浸出水を所定の水質まで浄化するものである。浄化した浸出水は、散水に循環利用し、河川等公共用水域に放流しない無放流循環式を計画している。

水処理施設の全体的な構成は、現在、計画段階である。

#### b) 計画浸出水原水水質並びに計画浸出水処理水水質

浸出水原水並びに浸出水処理水の計画水質は、現在計画段階である。なお、クローズド型処分場の浸出水原水及び処理水の水質の設定例は下表のとおりである。

表 2.2.5 水質の設定例

水質項目		浸出水原水 (代表値)	浸出水処理水
pH (水素イオン濃度)	—	7.0~10.5 (7~10)	5.8~8.6
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	100~300 (250)	10~20
COD	mg/L	50~150 (100)	10~20
T-N (全窒素)	mg/L	50~150 (100)	10~20
SS (浮遊物質量)	mg/L	—	10~20
EC (電気伝導率)	mg/L	700~3,500 (3,000)	—
TS (蒸発残留物)	mg/L	5,000~25,000 (20,000)	< 500
塩化物イオン ( $\text{Cl}^-$ )	mg/L	3,000~15,000 (10,000)	< 200
カルシウムイオン ( $\text{Ca}^{2+}$ )	mg/L	500~2,500 (1,000)	< 100
シリカ ( $\text{SiO}_2$ )	mg/L	5~20 (10)	—
ダイオキシン類 (DXNs)	pg-TEQ/L	5~30 (20)	< 10

出典：廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版（（公社）全国都市清掃会議）

## E) 管理施設

最終処分場の施設や設備を統括管理するとともに、各種のモニタリング情報などを公開するための施設である。

また、管理施設は本施設の敷地内に管理棟と浸出処理施設を配置する計画としており、これらは別々の建物として運用することとしている。

## F) 展開検査場

搬入された廃棄物を定期的に展開検査し、マニフェストどおりの廃棄物であるか組成等の確認を行う施設である。

また、展開検査場は、最終処分場敷地内に設置し、廃棄物の組成確認の他に、蛍光 X 線分析装置の検査スペースや埋立を留め置いた廃棄物の保管場所としても利用することとしている。

## G) 防災調整池

埋立地の周辺や被覆施設の屋根等に降った雨水が一度に下流河川に流れないように調整するための施設である。

## H) 被覆施設

被覆施設は、最終処分場の 3 つの機能（貯留・処理機能、環境保全機能、地域還元機能）を高めるとともに、環境影響因子（浸出水、粉じん、臭気など）による外部への影響を最小化することができる施設である。

被覆施設は、被覆性、自然条件に対する安全性、クローズド性、内部作業環境への配慮、火災に関する安全性、耐久性、施工性、保守性、経済性、意匠性、転用性を兼ね備えたものとする計画としている。

本施設は、環境への影響を確実に抑制する方式として、埋立地全体を覆う全体上屋式を採用する。また、被覆施設を設けた場合、閉鎖空間での悪臭、有害ガス、可燃性ガスの発生に伴う内部環境の制御、外部空間に対する廃棄、騒音、振動等の制御が求められるため、電気設備、機械設備、その他を適切に設置することとしている。